

外国法共同事業の表示に関する規則

(平成二十六年十二月十八日規則第百六十七号)

改正 令和 三年 六月一日

目次

第一章	総則(第一条)
第二章	事務所を共にせず営む外国法共同事業(第二条―第五条の三)
第三章	事務所を共にして営む外国法共同事業(第六条―第十一条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)とが外国法共同事業を営む場合における事務所の名称の表示に関し必要な事項を定め、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)及び弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法令を遵守し、依頼者に誤解を与えるなど品位を損なう事態の発生を防止することを目的とする。

第二章 事務所を共にせず営む外国法共同事業

(弁護士と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第二条 事務所を共にせず弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第一号に準じて表示するものとする。

- 一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨
 - 二 当該外国法共同事業に係る弁護士事務所の名称
 - 三 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第二号に準じて表示することができる。
- 一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨
 - 二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所名称及び所在地
 - 三 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、事務所名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第三号に準じて表示するものとする。
- 一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨
 - 二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所名称及び所在地
 - 三 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士は、事務所名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第四号に準じて表示することができる。
- 一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨
 - 二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士と外国法共同事業（弁護士法人と外国法事務弁護士の事務所名称及び所在地）
 - 三 事務所を共にせず弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第五号に準じて表示するものとする。
- 一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨
 - 二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所名称

第四条 事務所を共にせず弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所名称を表示するときは、

その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第五号に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所名称

2 前項の外国法事務弁護士は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第六号に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所名称及び所在地

(弁護士法人と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第五条 事務所を共にせず弁護士法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第七号に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所名称

2 前項の外国法事務弁護士法人は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営む弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第八号に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の事務所名称及び所在地

(共同法人と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第五条の二 事務所を共にせず共同法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第八号の二に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る共同法人の事務所名称

2 前項の外国法事務弁護士は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る共同法人の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む共同法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第八号の三に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所名称及び所在地

(共同法人と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第五条の三 事務所を共にせず共同法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第八号の四に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る共同法人の事務所名称

2 前項の外国法事務弁護士法人は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る共同法人の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営む共同法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第八号の五に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の事務所名称及び所在地

第三章 事務所を共にして営む外国法共同事業

(弁護士と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第六条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、

それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第九号に準じて表示するものとする。

2 前項の外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士の事務所の名称を自己の事務所の名称として別記様式第十号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名称を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、事務所 所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、自己の事務所 所の名称のみを別記様式第十号に準じて表示することができる。

（弁護士と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業）

第七条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十一号に準じて表示するものとする。

2 主たる事務所を共にして弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業において 行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所 所の名称中に 「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士の事務所 所の名称を自己の主たる 事務所の名称として別記様式第十号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名称を表 示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 外国法事務弁護士法人の主たる事務所と事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士は、当該外国法共同事業 において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、事務所 所の名称中に「外国法共同事業」の文字が あるときは、第一項に規定する表示のほか、自己の事務所 所の名称のみを別記様式第十号に準じて表示することがで きる。

(弁護士法人と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第八条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士法人及び外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十二号に準じて表示するものとする。

2 前項の外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士法人の主たる事務所の名称を自己の事務所の名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士法人が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名称を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 主たる事務所を共にして外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士法人は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、主たる事務所の名称のみをその名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

(弁護士法人と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第九条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士法人及び外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十四号に準じて表示するものとする。

2 主たる事務所を共にして弁護士法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士法人の主たる事務所の名称を自己の主たる事務所の名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士法人が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名称を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 主たる事務所を共にして外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営む弁護士法人は、当該外国法共同事業にお

いて行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、主たる事務所の名称のみをその名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

(共同法人と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第十条 事務所を共にして外国法共同事業を営む共同法人及び外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十五号に準じて表示するものとする。

2 前項の共同法人が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名を表示するときは、前項の規定は、適用しない。

(共同法人と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第十一条 事務所を共にして外国法共同事業を営む共同法人及び外国法事務弁護士法人は、事務所の名を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十六号に準じて表示するものとする。

2 前項の共同法人が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名を表示するときは、前項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 目次、第一条、第五条の二、第五条の三、第一〇条、第一条、様式第八号の二、様式第八号の三、様式第八号の四、様式第八号の五、様式第一五号、様式第一六号改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所 (××所在))

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

- 〇〇法律事務所 (外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所 (××所在))

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

- 〇〇外国法事務弁護士法人 (外国法共同事業 △△法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士法人 (外国法共同事業 △△法律事務所 (××所在))
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所 (××所在))

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

- 〇〇法律事務所 (外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人 (××所在))
- 〇〇法律事務所 (外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人□□事務所 (××所在))

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人 (××所在))
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人□□事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人□□事務所 (××所在))
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 □□法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 □□法律事務所 (××所在))

在))

別記様式第6号(第4条関係)

〇〇弁護士法人(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所(××所在))

〇〇弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所(××所在))

〇〇法律事務所(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所(××所在))

別記様式第7号(第5条関係)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 ☆☆法律事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 ☆☆法律事務所(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 ☆☆法律事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 ☆☆法律事務所(××所在))

別記様式第8号(第5条関係)

〇〇弁護士法人(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人(××所在))

〇〇弁護士法人(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所(××所在))

- 弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人（××所在））
- 弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（××所在））
- 法律事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人（××所在））
- 法律事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（××所在））

別記様式第8号の2（第5条の2関係）

- 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人）
- 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人（××所在））
- 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所）
- 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所（××所在））
- 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業 弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□法律事務所）
- 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業 弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□法律事務所（××所在））

別記様式第8号の3（第5条の2関係）

- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所（××所在））
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所（××所在））
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人○○法律事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所（××所在））

別記様式第8号の4（第5条の3関係）

- 〇〇外国法事務弁護士法人（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人）
- 〇〇外国法事務弁護士法人（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人（××所在））
- 〇〇外国法事務弁護士法人（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆事務所）
- 〇〇外国法事務弁護士法人（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆事務所（××所在））
- 〇〇外国法事務弁護士法人（外国法共同事業 弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆法律事務所）
- 〇〇外国法事務弁護士法人（外国法共同事業 弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆法律事務所（××所在））
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人）
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人（××所在））
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆事務所）
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆事務所（××所在））
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆法律事務所）
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 弁護士・外国法事務弁護士共同法人☆☆法律事務所（××所在））

別記様式第8号の5（第5条の3関係）

- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人（××所在））
- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（××所在））
- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所（外国法共同事業 △

△外国法事務弁護士法人（××所在）

○○弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所（外国法共同事業 △

△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（××所在）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人○○法律事務所（外国法共同事業 △

△外国法事務弁護士法人（××所在）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人○○法律事務所（外国法共同事業 △

△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（××所在）

別記様式第9号（第6条関係）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

別記様式第10号（第6条、第7条関係）

○○外国法共同事業法律事務所

別記様式第11号（第7条関係）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士法人××事務所（外国法共同事業）

別記様式第12号（第8条関係）

○○弁護士法人 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

○○弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

別記様式第13号（第8条、第9条関係）

○○外国法共同事業法律事務所

別記様式第14号（第9条関係）

○○弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）

- 〇〇弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）
- 〇〇弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）
- 〇〇弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）
- 〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事務所）
- 〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）

別記様式第15号（第10条関係）

- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

別記様式第16号（第11条関係）

- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）
- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）
- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）
- 〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事務所）
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）